

## 【胎内市工事請負契約書 第 25 条第 5 項】 単品スライド条項運用基準

### 1. 主要な工事材料

- (1) 胎内市工事請負契約書（建設工事請負基準約款）第 25 条第 5 項（以下、「単品スライド条項」という。）に規定する「主要な工事材料」は、鋼材類又は燃料油であって、品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額鋼} = M_{\text{変更鋼}} - M_{\text{当初鋼}}$$

$$\text{変動額油} = M_{\text{変更油}} - M_{\text{当初油}}$$

$$M_{\text{当初鋼}}, M_{\text{当初油}} = \{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times k \times 105/100$$

$$M_{\text{変更鋼}}, M_{\text{変更油}} = \{p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m\} \times k \times 105/100$$

M当初鋼, M当初油：価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

M変更鋼, M変更油：価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

p：設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

p'：3.の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

D：4.の規定に基づき算出した鋼材類又は燃料油に該当する各材料の対象数量

k：落札率

- (2) (1)に規定する「請負代金額」は、請負代金の部分払をした工事にあつては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下、「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の胎内市工事請負契約書（建設工事請負基準約款）第 37 条第 3 項に規定する通知の書面において、6.の規定により、甲又は乙は当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合は、請負代金額から部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

### 2. スライド額の算定

- (1) 請負代金の変更額（以下、「スライド額」という。）の算定は、1.の規定により当該工事の主要な工事材料とされた鋼材類又は燃料油に該当する各材料（以下、「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M_{\text{変更鋼}} - M_{\text{当初鋼}}) + (M_{\text{変更油}} - M_{\text{当初油}}) - P \times 1/100$$

$$M_{\text{当初鋼}}, M_{\text{当初油}} = \{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times k \times 105/100$$

$$M_{\text{変更鋼}}, M_{\text{変更油}} = \{p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m\} \times k \times 105/100$$

S：スライド額

M変更鋼, M変更油 : 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

M当初鋼, M当初油 : 価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 3.の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D : 4.の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 1.に規定する請負代金額

- (2) 乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額を鋼材類又は燃料油の品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を算定し、これら実際の購入金額が 1. (1)のM変更鋼又はM変更油を下回る場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、1. (1)のM変更鋼に代えて乙の鋼材類の実際の購入金額を、1. (1)のM変更油に代えて乙の燃料油の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。
- (3) (2)の「乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるとおりとする。
- ① 5.の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が 4.に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を乙が実際に購入した際の代金額。
- ② 5.の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が 4.に規定する対象数量を上回る場合は、対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに乙が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額。
- ③ 燃料油に該当する各対象材料について、5. (3)の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を 4.の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、3. (1)②ロの平均価格を乗じて得た金額。
- (4) スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

### 3. 価格変動後における単価の算定方法

- (1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価 (p') は、次に定めるとおりとする。

#### ① 鋼材類

各対象材料を現場に搬入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格）とする。

#### ② 燃料油

イ 各対象材料を購入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格）とする。

ロ 各対象材料のうち、5. (3)の規定により、乙が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても 4.の対象数量と

することとしたものにあつては、イの規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

- (2) (1)①及び②イに規定する各対象材料の搬入又は購入（以下「搬入等」という。）の月及び数量は、胎内市工事請負契約書（建設工事請負基準約款）第13条第2項による工事材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

#### 4. 対象数量の算出方法

- (1) スライド額の算定の対象とする数量（D）（以下、「対象数量」という。）は、対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

- ① 設計図書等に記載された数量があるときは、当該数量
- ② 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、甲の設計数量
- ③ その運搬に燃料油を用いる各種資材であつて、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不相当となるもの（運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。）にあつては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもの

- (2) 請負代金の部分払をした工事にあつては、6.に定めるところにより単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、(1)に規定する数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

#### 5. 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する乙への確認

- (1) 乙が単品スライド条項の適用を請求したときは、乙に対し、乙が各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

- (2) 乙が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする。

- (3) (2)の規定にかかわらず、燃料油に該当する各対象材料については、当該対象材料の購入価格（数量及び単価）、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を乙が提出し難い事情があると認める場合においては、乙が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、乙が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、乙が証明した数量以外の数量についても4.の対象数量とすることができる。

#### 6. 部分払時の取扱

胎内市工事請負契約書（建設工事請負基準約款）第37条第3項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動

に伴って、当該工事の請負代金額が不相当となるおそれがあると認めるときは、甲又は乙の求めに応じ、当該通知を行う書面に、甲又は乙は部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

#### 7. 部分引渡し

胎内市工事請負契約書（建設工事請負基準約款）第 38 条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分は、単品スライド条項を適用することができない。

#### 8. 請負代金額の変更手続

- (1) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が **2ヶ月以上**ある場合に限り、これを行うことができることとする。
- (2) (1)に規定する請求があったときは、胎内市工事請負契約書（建設工事請負基準約款）第 25 条第 8 項の規定に基づき、乙の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から 45 日前の日」と定め、これを(1)の請求があった日から 7 日以内に乙に通知するものとする。
- (3) この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。

#### 附 則

1. この運用基準は、平成 20 年 11 月 4 日から適用する。
2. 工期の末日が施行日以降で平成 21 年 2 月 28 日以前である工事に係る 8. の規定の適用については、「当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が 2ヶ月以上ある場合」とあるのは「工期満了前であって、かつ、平成 20 年 12 月 31 日まで」とする。

## (参考資料)

別記(第149条関係)

建設工事請負基準約款

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、甲の定める資料に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

**5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。**

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 第5項及び前項の場合において、請負代金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。